

## 平成27年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの(第2四半期契約締結分)

(独立行政法人名:労働者健康福祉機構)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	移行困難な事由	移行予定年限	備考
MRI装置RFアンプ修理一式	独立行政法人労働者健康福祉機構 福島労災病院 〒973-8403 福島県いわき市内郷綴町沼尻3 契約担当役 院長 渡辺 毅	平成26年7月25日	シーメンスジャパン(株) 宮城県仙台市青葉区1番町1-9-1	本契約はMRI装置の電力増幅の基幹部品に係る交換修理で、機器メーカー以外には契約の目的を達せられないため、会計細則第52条第6号に該当。	—	2,910,600	—	—	本契約はMRI装置の電力増幅の基幹部品に係る交換修理で、機器メーカー以外には契約の目的を達せられないため。	平成27年度	
放射線治療計画装置 修理	独立行政法人労働者健康福祉機構 千葉労災病院 〒290-0003 千葉県市原市辰巳台東2-16 契約担当役 院長 河野 陽一	平成26年7月2日	(株)日立メディコ千葉営業所 千葉市中央区新田町1番1号	当該機器のシステムの根幹に関わるものであり、製造元以外の者には履行不可能であり、緊急を要するため、会計細則第52条第6号に該当。	—	1,728,000	—	—	マザーボード及び無停電装置を交換修理するものであり、緊急を要する。また、システムの根幹に関わるものであり、製造元以外の者には履行不可能であるため	平成27年度	
X線透視撮影装置修理(透視室)	独立行政法人労働者健康福祉機構 中国労災病院 〒737-0193 広島県呉市広多賀谷1-5-1 契約担当役 院長 榎野 新	平成26年7月8日	(株)日立メディコ広島営業所 広島県広島市中区西十日市町9-9	安全確保及び診療への影響の観点から早急に修理を行う必要があるため、会計細則第52条第1号に該当。	—	2,376,000	—	—	安全確保及び診療への影響の観点から早急に修理を行う必要があるため。	平成27年度	
電気需給	独立行政法人労働者健康福祉機構 総合せき損センター 〒820-8508 福岡県飯塚市伊岐須550-4 契約担当役 院長 芝 啓一郎	平成26年7月1日	九州電力(株)飯塚営業所 福岡県飯塚市新飯塚23-32	供給可能な契約相手が他にいないため、会計細則第52条第6号に該当	—	85,738,000	—	—	供給可能な契約相手が他にいないため。	平成27年度	
日立一般X線撮影装置修理	独立行政法人労働者健康福祉機構 青森労災病院 〒031-8551 青森県八戸市白銀町字南ヶ丘1 契約担当役 院長 須田 俊宏	平成26年8月8日	(株)日立メディコ青森営業所 青森県青森市本町一丁目2番15号	速やかに修理を実施しなければ、病院運営上大きな支障をきたすため、会計細則第52条第1項に該当。	—	2,808,000	—	—	速やかに修理を実施しなければ、病院運営上大きな支障をきたすため緊急修理を行った。	平成27年度	
移動型X線テレビ装置修理	独立行政法人労働者健康福祉機構 青森労災病院 〒031-8551 青森県八戸市白銀町字南ヶ丘1 契約担当役 院長 須田 俊宏	平成26年8月7日	江渡商事(株)八戸営業所 青森県八戸市小中野一丁目2-23	速やかに修理を実施しなければ、病院運営上大きな支障をきたすため、会計細則第52条第1項に該当。	—	4,271,400	—	—	速やかに修理を実施しなければ、病院運営上大きな支障をきたすため緊急修理を行った。	平成27年度	

## 平成27年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの(第2四半期契約締結分)

(独立行政法人名:労働者健康福祉機構)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	移行困難な事由	移行予定年限	備考
CT64列(CT-2)管球交換	独立行政法人労働者健康福祉機構横浜労災病院 〒222-0036 神奈川県横浜市港北区小机町3211 契約担当役 院長 西川 哲男	平成26年9月11日	(株)東芝メディカルシステムズ 横浜支店 神奈川県横浜市西区高島二丁目6番32号	早急に修理が必要であり、また対応可能業者が限られているので、契約の性質又は目的が競争に付することができないため、会計細則第52条第1項に該当。	—	17,604,000	—	—	早急に修理が必要であり、また対応可能業者が限られているので、契約の性質又は目的が競争に付することができないため。	平成27年度	
治療用位置決めCT修理	独立行政法人労働者健康福祉機構中国労災病院 〒737-0193 広島県呉市広多賀谷1-5-1 契約担当役 院長 榎野 新	平成26年9月24日	GEヘルスケア・ジャパン(株)広島支店 広島県広島市安佐南区西原8-38-29-3	安全確保及び診療への影響の観点から早急に修理を行う必要があるため、会計細則第52条第1号に該当。	—	3,140,100	—	—	安全確保及び診療への影響の観点から早急に修理を行う必要があるため。	平成27年度	
ボイラー室業務	独立行政法人労働者健康福祉機構長崎労災病院 〒857-0134 長崎県佐世保市瀬戸越2-12-5 契約担当役 院長 福崎 誠	平成26年9月1日	太平ビルサービス(株) 長崎市栄町1番25号	緊急に修繕しなければ業務に多大な支障を来し、その他急を要する場合で競争に付する暇がないため、会計細則第7章第52条第1号に該当。	—	6,053,400	—	—	緊急に修繕しなければ業務に多大な支障を来し、その他急を要する場合で競争に付する暇がないため。	平成27年度	

## 〔記載要領〕

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成26年度に締結した契約のうち、平成27年度以降に競争性のある契約への移行予定のものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「移行困難な事由」欄は、平成26年度に競争性のある契約に移行できなかった事由を記載することとし、「移行予定年限」欄は、平成27年度以降の具体的な移行予定年限(例:平成27年度)を記載すること。